

飲食店等への営業時間短縮要請協力金の概要について

令和 4 年 1 月 2 4 日
商工労働部商工政策課

1. 協力金の単価（1店舗あたり1日あたり）

(1) 中小企業等

区分	営業時間	酒類提供	単価
非認証店	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日の売上高の4割) 3万円～10万円
認証店	午後9時まで	可能	(前年、前々年同期の1日の売上高の3割) 2.5万円～7.5万円
	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日の売上高の4割) 3万円～10万円

(2) 大企業

区分	営業時間	酒類提供	単価
非認証店	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日あたりの 売上高減少額の4割) 上限20万円
認証店	午後9時まで	可能	
	午後8時まで	なし	

※ 中小企業等においても、この方式を選択可

2. 支給額：(上記1の単価) × (要請に応じた期間の日数)

- ・ 原則、要請した全ての期間に協力すること
- ・ ただし、準備を要する場合は、「まん延防止等重点措置」の適用日から3日後までに、開始すること

要請に応じた期間	算定日数
全期間の場合	全期間の日数
準備期間を取り入れた場合	
① 1日後から応じた場合	(全期間の日数) - 1
② 2日後から応じた場合	(全期間の日数) - 2
③ 3日後から応じた場合	(全期間の日数) - 3